

長洲町立中学校統合整備計画 (案)

～ 質の高い教育環境に向けて ～

令和4年4月
長 洲 町
長洲町教育委員会

～ もくじ ～

【統合に至るまでの経緯】

1. 統合整備計画の趣旨・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 長洲町立中学校の主な現状と課題・・・・・・・・・・・・ 2～6
3. 長洲町立中学校規模適正調査委員会の設置及び結論・・・・・・・・ 6
4. 学校規模適正化に対する長洲町教育委員会及び長洲町の結論・・・・ 7

【新しい中学校づくりの内容】

5. 中学校施設の現況について・・・・・・・・・・・・・・・・ 8～11
6. 腹栄中学校、長洲中学校、新設中学校における比較検討・12～15
7. 「新しい中学校づくり準備委員会（仮称）」の設置について・・・・ 16
8. 中学校統合までのスケジュール（案）・・・・・・・・・・・・ 17
9. 学校規模適正化に対する町の基本方針・・・・・・・・・・・・ 18～19

はじめに

本町は昭和 32 年に旧長洲町と旧腹栄村が合併してから今年で 65 周年を迎えます。本町ではこれまで「定住・教育・福祉・産業」を大きな柱に各分野において施策の推進に取り組んできたところではありますが、その中でも「教育」分野におきましては、質の高い教育環境の整備と地域とともに子どもたちを育むまちを目指して、学校運営に取り組んでまいりました。

しかしながら、全国的な少子化や人口減少の進行、また長期にわたる新型コロナウイルス感染拡大の影響は、これまでの学校運営の在り方を大きく変えたと感じています。

子どもたちにとって「学校」は、一定規模の集団で活動することを通して、「確かな学力」「豊かな心」「健康・体力」などを身につけ、自立した大人になっていく過程の中で様々なことを学ぶことができる場所です。

また、学校における集団活動や友達との関わりの中で、同じ考えを分かち合うことや、自分と違う考え方や個性と出会う経験によって、お互いが切磋琢磨することでともに成長することができると思います。

しかしながら、少子化などによる学校・学級の小規模化は、児童生徒の学校における人間関係や教職員の配置の問題、部活動の問題など教育環境の面において様々な影響を及ぼしています。本町においても生徒数は長洲中学校、腹栄中学校ともに微増減を繰り返しながら今後も緩やかに減少していくと見込まれます。また、コロナ禍を通して学校環境や遊び、ライフスタイルなど子供たちを取り巻く環境が大きく変わり、これまであたりまえのように育まれた、人とのつきあい方や思いやりの心、集団のルールを守る協調性等の社会性の獲得が弱まっている現状であります。

このようなことから、長洲町教育委員会では、町内中学校において生じている様々な課題の解消とより良い教育環境の整備のため、町立中学校における規模適正化を喫緊の課題と捉え、令和 3 年度に「長洲町立中学校規模適正化調査委員会」を設置し、教育関係団体の各委員の皆さまからご意見をいただき、中学校の規模適正化の是非について結論づけました。

さらに、統合の具体的な内容を検討するため、「中学校統合整備計画の策定に関する懇談会」を設置し、教育関係団体等と意見交換を行い、このたび「長洲町立中学校統合整備計画」を策定いたしました。

本町の宝である子どもたちが学校生活において社会性や協調性、向上心や想像力を培い、生きる力を身に付けてたくましく育っていけるよう、より良い教育環境の整備に向けて中学校の規模適正化の推進に取り組んでまいります。

令和 4 年 月

長洲町長	中逸 博光
長洲町教育長	戸越 政幸

【統合に至るまでの経緯】

1. 統合整備計画の趣旨・目的

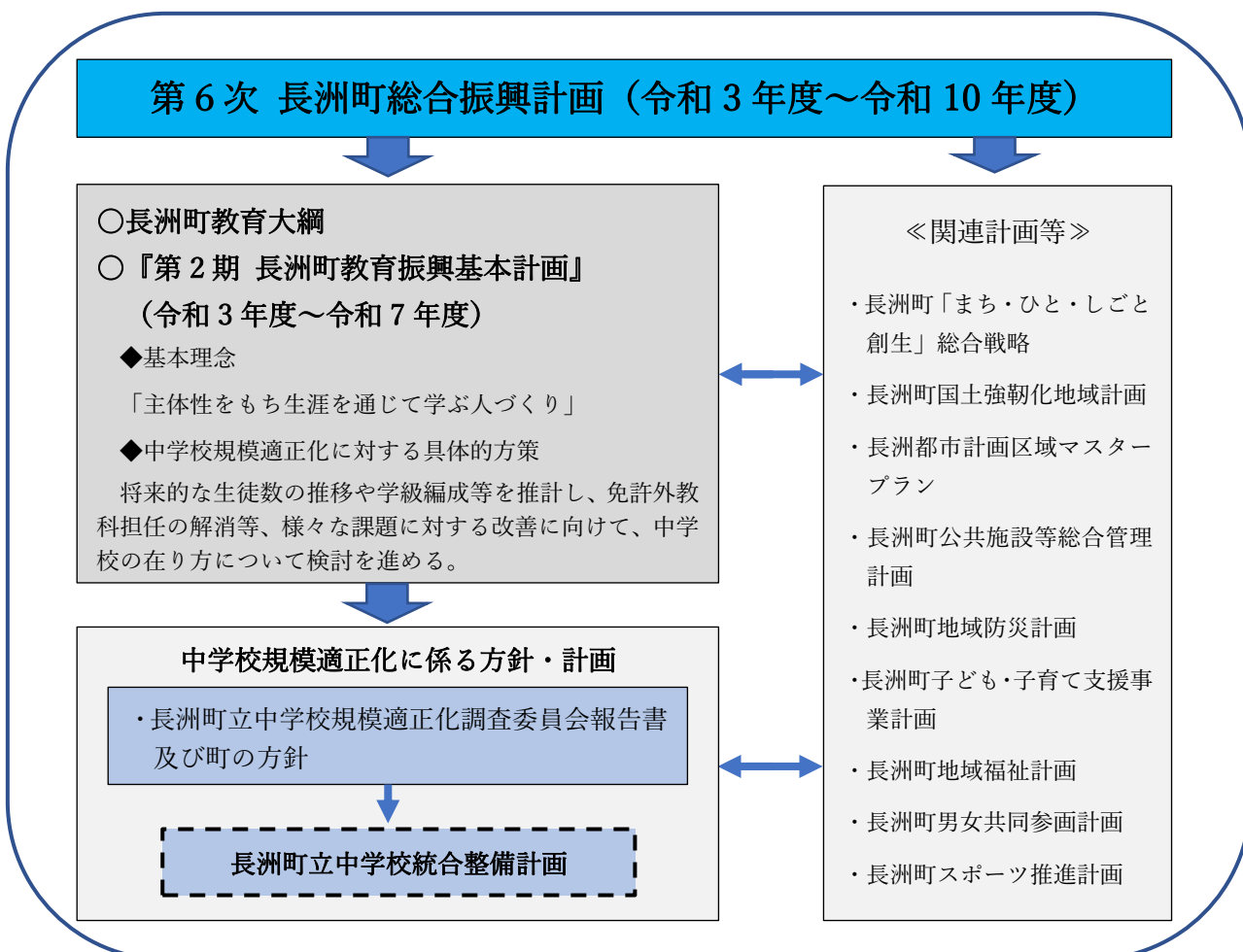
長洲町教育委員会では、令和3年3月に「長洲町教育振興基本計画」を策定し、少子化による児童生徒の人口減少により、中学校における教科担任の減少によって生じる課題等を改善するため、中学校の規模適正化の検討を行うこととしました。

これを受けて、令和3年9月に学識経験者や保護者・地域の代表の方々と構成する「長洲町立中学校規模適正化調査委員会」を設置し、教育委員会から長洲町立中学校の規模適正化に関する諮問に対して様々な角度から審議を重ね、“腹栄中学校と長洲中学校を統合する”との答申を得ました。

これにより、町立中学校の統合に向けた具体的な内容について検討するため、「中学校統合整備計画策定に関する懇談会」（座長：太田恭司 熊本大学大学院教育学研究科シニア教授）を令和4年1月に設置し、統合校の選定、通学路、新しい中学校における教育ビジョン等について審議するとともに、統合の取組方法と留意事項、計画策定後のスケジュールを明らかにした、「長洲町立中学校統合整備計画」を策定しました。今後は、このような経緯を十分に踏まえ、保護者、住民、関係機関と連携しながら計画の推進に取り組んでまいります。

【計画の位置付け】

本整備計画は、魅力的な教育環境、質の高い教育の充実を図るために定めるものです。また、この整備計画は町総合振興計画及び町教育大綱、教育振興基本計画などの関連する計画とも整合性を図りながら策定するものです。



2. 長洲町立中学校の主な現状と課題

(1) 生徒数及び学級数（通常学級）の推移と今後の生徒数等の見込み

長洲町における中学校の生徒数は、平成10年度の812人に対して、令和3年度には361人となり、半分に減少しています。また、学級数は、平成10年度に23学級ありましたが、令和3年度には12学級と半減しています。

各中学校の生徒数と学級数の推移

学校名	項 目	H 10	H 20	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
腹栄中	生徒数	504	251	233	216	213	197	184	185	195	196	199	211	203	217	214
	学級数	14	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
長洲中	生徒数	308	180	182	182	176	164	166	169	178	165	167	162	153	154	159
	学級数	9	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
合 計	生徒数	812	431	415	398	389	361	350	354	373	361	366	373	356	371	373
	学級数	23	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

(2) 今後の生徒数の推計

令和4年度以降の長洲町における中学校の生徒数の推移は、微増減を繰り返しながら緩やかに減少していくものと見込まれます。

中学校の生徒数と学級数の見込み

	R7 年(2025)		R17 年(2035)		R27 年(2045)		R32 年(2050)	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
合 計	371	12	344	12	341	12	350	12

(3) 小規模校に係る課題等

学校教育法施行規則で標準の学級数と規定されている「12学級以上18学級以下」を下回る学校は、小規模校と分類されます。

このような小規模校については、小規模校なりの「良さ」があると言われており、その最たるものが「子供一人ひとりに目が行き届きやすく、きめ細かい指導が行いやすい」と言う点にあるとされています。一方でデメリットとして、人数が少ないため集団活動の良さが生かされにくく、学年や学校全体の活気が低下する傾向があります。また単学級によりクラス替えができないため、人間関係が固定化しやすくなるなど、多様な人間関係の中で得られる社会性の獲得が弱まっている状況にあります。

小規模校のメリット・デメリット（例）

	メリット	デメリット
学 習 面	○児童・生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かい指導が行いやすい。	○集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ○単学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。
	○学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団活動に制約が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ○児童・生徒、教職員が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態が取りにくい。 ○部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。

生活面	○児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ○異学年間の縦の交流が生まれやすい。 ○児童・生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	○クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ○集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ○切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 ○組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。
学校運営面	○全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ○学校が一体となって活動しやすい。	○教職員が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 ○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ○一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ○教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。
その他	○保護者や地域社会との連携が図りやすい。	○PTA活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。

※中央教育審議会「小中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会資料」より引用

（４）学校施設の老朽化（現状と課題）

腹栄中学校は、昭和 53 年建設（43 年目）長洲中学校は、昭和 58 年建設（38 年目）で、両校ともに建築後 40 年近くが経過しています。

本町においては、学校施設のみならず、多くの公共施設において老朽化による更新及び維持管理に係わる問題を抱えています。このようなことから、公共施設の全体像や人口、財政の将来の見込みを考慮し、将来のまちづくりの観点から、今後の公共施設の維持管理の在り方として、平成 29 年 4 月、「長洲町公共施設等総合管理計画」が策定されました。

本町の学校教育施設（建築物）の延床面積は、長洲町公共施設全体の 45.6%を占め、分野別でも最も多い状況となっています。今後も学校施設の安全対策を年次計画で実施していきますが、小中学校 6 校の施設の維持管理及び更新等には、多額の費用がかかっていきます。

小・中学校施設の状況（令和 3 年 5 月現在）

学校名	区分	建築年	標準耐用年数	経過年数	大規模等改修の有無	延床面積（㎡）	児童・生徒数	普通学級数
腹栄中学校	校舎	昭和 53 年 昭和 62 年	50 年 50 年	43 年 34 年	R1 有 R1 有	2,102 2,586	196 人	6
	体育館	平成 19 年	50 年	14 年	無	1,749		
長洲中学校	校舎	昭和 58 年	50 年	38 年	無	3,358	165 人	6
	体育館	平成 10 年	50 年	23 年	無	1,616		
六栄小学校	校舎	昭和 44 年	50 年	▲52 年	H21 有	5,228	244 人	10
	体育館	昭和 56 年	50 年	40 年	無	930		
腹赤小学校	校舎	平成元年	50 年	32 年	無	4,765	196 人	7
	体育館	昭和 51 年	50 年	45 年	無	934		
長洲小学校	校舎	平成 16 年	50 年	17 年	無	6,077	223 人	8
	体育館	昭和 54 年	50 年	42 年	無	1,000		
清里小学校	校舎	平成 3 年	50 年	30 年	無	3,053	117 人	6
	体育館	昭和 52 年	50 年	44 年	無	778		

※耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定められており、構造により異なります。（鉄筋コンクリート造：47 年、鉄骨造：34 年）

※小・中学校の全施設については、全て耐震診断を実施し、必要と判断されたものは全て耐震補強済みとなっています。

(5) 中学校の部活動部員数の推移

中学校の規模により部活動の活動数が異なりますが、部員が少なく、チーム編成が困難になっているなど、十分な活動が出来ていない状況にあります。部活動につきましては両中学校が統合することによって、選択と活動の幅が広がることが期待できます。

中学校の部活動部員数 (令和3年5月現在)

学校名／年度	腹栄中学校			長洲中学校		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3
全校生徒数	185	195	196	169	178	165
部活動入部者数計	156	102	146	104	106	89
入部率 (%)	84.3	52.3	74.5	61.5	65.2	53.9

運 動 部	陸上 (男・女)	17	13	21	28	35	22
	サッカー	15	13	20	24	13	12
	野球	16	5	12	8	9	7
	バレーボール (女)	18	10	17	17	16	15
	バドミントン (男・女)	32	23	30	—	—	—
	テニス (男女)	17	16	14	—	—	—
	ソフトテニス (男)	—	—	—	13	18	20
	ソフトテニス (女)	13	12	14	—	—	—
	バスケットボール (女)	10	—	—	10	9	8
	剣道 (男女)	—	—	—	10	9	6
文化 部	吹奏楽 (男女)	18	6	18	4	6	5

課 題	●入部したい部活動がなく、居住地以外の中学校を希望する生徒がいる。 ●少人数のため団体競技では部員数に不足が生じ、単独での出場ができず他の中学校と合同で出場している。 ●部員数の減少により、お互いに切磋琢磨する機会が少なくモチベーションの低下に繋がっている。 ●部員数の減少により部費も減額し、部活動の維持管理、運営などに支障がある。
--------	--

(6) 中学校の教職員数 (現状と課題)

教職員数については、学校規模 (特別支援学級を含む学級数) によって決定されます (教職員基礎定数)。学校規模が小さいことにより担任を配置できない教科については、非常勤時間講師等での対応となっています。

令和3年度の中学校の教職員数 (令和3年5月現在)

項 目		腹栄中学校	長洲中学校
基本配当定数	校 長	1	1
	教 頭	1	1
	教 諭	11	11
	養護教諭	1	1
	事務職員	1	1
その他	加 配	3	3
	事務長	0	0
	栄養教諭	0	0

※加配とは、教職員基礎定数以外の配置職員のことです。少人数指導やティーム・ティーチング等の実施を目的として追加配置される国・県の施策によるものです。

※上記職員の他に、司書、学校教育支援員等の職員を両中学校に配置しています。

【腹栄中学校】

令和3年度教職員配置数

腹栄中	校長	教頭	教諭			養護教諭	事務職員	合 計
			担任	特別支援	加配			
	1	1	9	2	3	1	1	18



令和3年度教科担任数

教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術	家庭	英語
	1	1	2 (加配1)	1 (加配1)	1	1	1	0	0	1 (加配1)

・10教科に対し、教頭を除く9人の教員が配置されており、技術科、家庭科には教員が配置されていません。このため、令和3年度は家庭科に非常勤講師を配置し、技術科は長洲中教諭が兼務し対応しています。令和2年度は教頭が技術科を音楽科教諭が美術を免許外で指導を行いました。

また、多様な教育を行ったり、特別な配慮が必要な学校への加配として、数学科、理科、英語科に1人ずつの教員が配置されています。

【長洲中学校】

令和3年度教職員配置数

長洲中	校長	教頭	教諭			養護教諭	事務職員	合 計
			担任	特別支援	加配			
	1	1	9	2	3	1	1	18



令和3年度教科担任数

教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術	家庭	英語
	2	1	1 (加配1)	2	0 (加配1)	0	1	1	0	1 (加配1)

・10教科に対し、教頭を除く9人の教員が配置されており、音楽科、美術科、家庭科には教員が配置されていません。このため、今年度は家庭科に非常勤講師を配置し、美術科は腹栄中教諭が兼務し対応しています。令和2年度は、教頭が技術科を家庭科教諭が美術を免許外で指導を行いました。

また、多様な教育を行ったり、特別な配慮が必要な学校への加配として、数学科、音楽科、英語科に1人ずつ教員が配置されています。



【新設中学校】

令和6年度教職員配置数（義務標準法に基づく想定数）

新設	校長	教頭	教諭			養護教諭	事務職員	合 計
			担任	特別支援	加配			
	1	1	18	2	—	1	1	24



令和6年度教科担任数

教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術	家庭	英語
	3	2	2	2	1	1	2	1	1	3

・義務標準法による教職員定数算定から校長、教頭を除く18人の教員が配置され免許外指導が解消されます。

◆これまでの課題（まとめ）

（１）両中学校における教育課程における諸課題

（※前記のとおり、小規模校であるため両中学校における問題点は次のとおりです。）

- 複数のクラス替えができず交流の幅が小さいため人間関係が固定化され、生徒は多様な意見に触れる機会が不足しています。
- 生徒数が少ないため生徒同士の人間関係の幅が狭く、お互いに切磋琢磨する機会が不足しています。
- 少人数であるため授業や部活動での活動が制限され、生徒たちの交流の場や楽しむ機会が減少しています。
- 配置される教員数が少ないため、各教科の担任が揃わず、免許外教科担任や複数校を兼務する指導が生じています。教職員一人あたりの校務分掌も大きくなり負担が増加しています。
- 免許外で指導を行う必要があるため、生徒に対して専門的な知識や技能、経験を踏まえたきめ細やかな指導が十分ではありません。
- 教職員の加配なしには、習熟度別指導など多様な指導形態がとりにくい状況にあります。
- 生徒数の減少により、PTA活動等に制限が生じています。

3. 長洲町立中学校規模適正化調査委員会の設置及び結論

中学校規模適正化については、地方自治法第138条の4第3項に基づく、長洲町附属機関設置条例に規定する「長洲町立中学校規模適正化調査委員会」を設置し、2回の調査委員会を開催し、調査・検討を重ねてまいりました。

調査委員会の結論として、現在の中学校における現状と課題を調査した結果、教員の適正な配置をはじめ、質の高い教育環境の整備及び財源の確保、教員の働き方改革など、早急に解決すべき課題であり、本町の子供たちの成長に大きな影響を及ぼす可能性があるため、「腹栄中学校と長洲中学校を統合し、新たな教育環境を早急に実現する必要がある。」と判断されました。

4. 学校規模適正化に対する長洲町教育委員会及び長洲町の結論

長洲町立中学校規模適正化調査委員会から11月30日付けで調査報告書を受け、長洲町教育委員会は、12月1日に臨時の教育委員会会議を開催し、協議した結果、「腹栄中学校と長洲中学校の統合を進めるべき」と結論付けました。

同日、調査委員会の報告書及び教育委員会の結論を町長等へ説明・報告し、最終的な町の方針としても「両中学校の統合を行う」と決定されました。

《これまでの経過状況》

〈令和3年3月〉

長洲町教育振興基本計画（第Ⅱ期）に「中学校の在り方について検討」と明記

〈5月25日〉長洲町教育委員会会議で「中学校規模適正化について」協議

〈令和3年第2回定例会（6月議会）〉

議員の一般質問に対する町長の答弁で「中学校規模適正化の検討を進める」と表明

〈6月22日〉長洲町教育委員会会議で「中学校規模適正化について」協議

〈7月5日〉長洲町総合教育会議で「中学校の在り方について」協議・調整

〈7月16日〉建設経済文教常任委員会へ「中学校の規模適正化について」説明・協議

〈7月26日〉議員全員協議会へ「中学校の規模適正化について」説明・協議

〈9月16日〉長洲町立中学校規模適正化調査委員会を設置

〈10月19日〉第1回長洲町立中学校規模適正化調査委員会を開催

〈11月29日〉第2回長洲町立中学校規模適正化調査委員会を開催（調査検討終了）

〈11月30日〉長洲町立中学校規模適正化調査委員会から教育委員会へ調査報告を提出

〈12月1日〉教育委員会会議で中学校の規模適正化について、教育委員会の方針が決定

〈12月1日〉中学校の規模適正化について町の方針が決定

〈12月3日〉建設経済文教常任委員会へ調査報告書及び町の方針を説明

〈12月15日〉総務保健福祉常任委員会へ調査報告書及び町の方針を説明



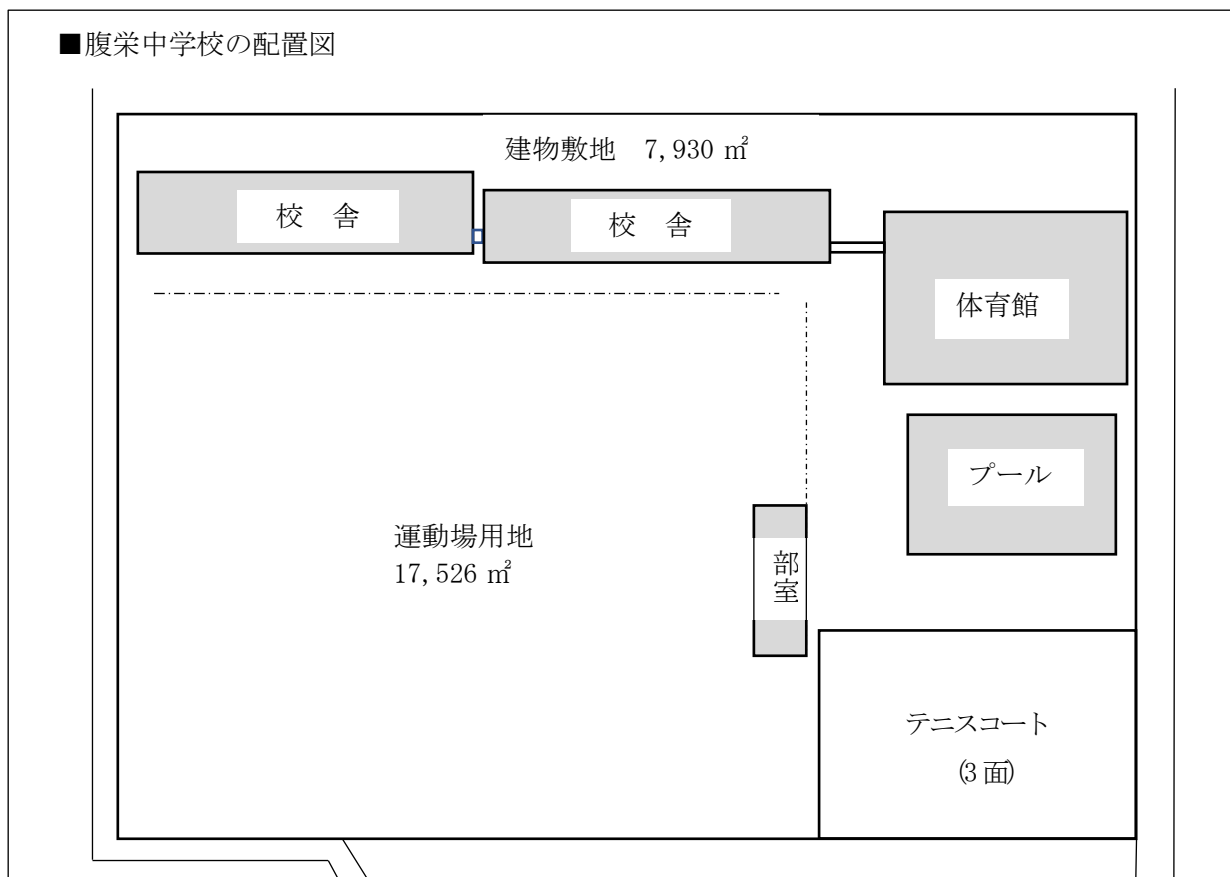
1. 本町の中学校規模適正化については、「腹栄中学校」と「長洲中学校」を統合します。

【新しい中学校づくりの内容】

5. 中学校施設の現況について

(1) 腹栄中学校の現況

■腹栄中学校の配置図



■土地の現況

(単位: m²)

土地	区 分	建物敷地	運動場用地	その他の用地	計
	町有地	7,930	17,526	561	26,017
	借 地	0	0	0	
	計	7,930	17,526	561	26,017

■建物の現況

(単位: m²)

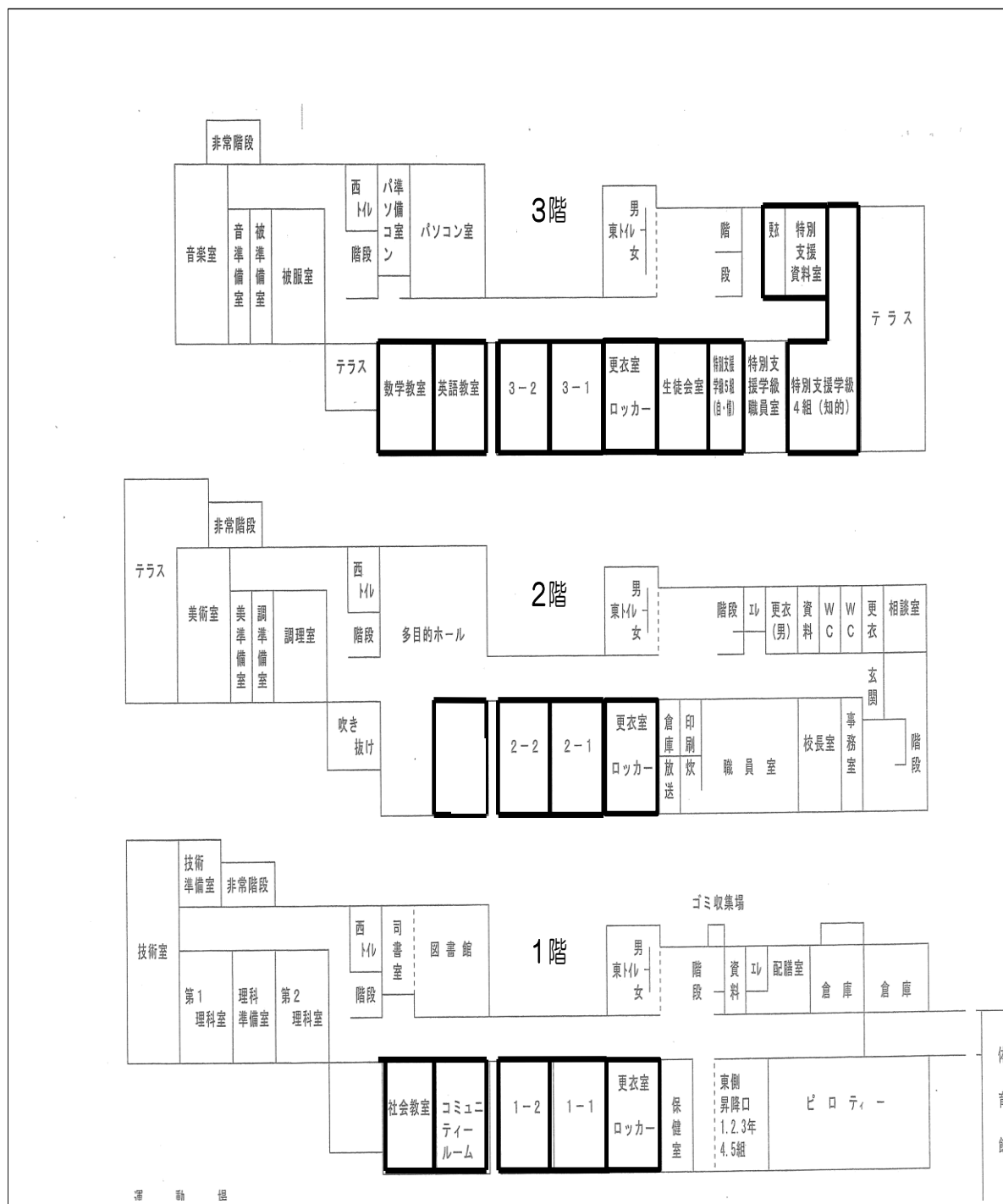
建 物	区 分	建築年	構 造	階数	延床面積	大規模改修	経過年数
	校 舎	1978	鉄筋コンクリート造	3	2,102	R1 有	43
	〃	1988	〃	3	2,586	R1 有	34
	体育館	2007	鉄筋コンクリート造	2	1,749	無	14
	プール等	1971	鉄筋コンクリート造	1	450		50
	部室、体育倉庫等の小規模な建物含まれない。						

周辺環境としては、東側、西側、南側は住宅地、北側は遊水池に隣接しています。

【現在までの主な改修工事】

- ・H19 年度 体育館建設工事
- ・H21 年度 プールろ過機工事
- ・H22 年度 校舎耐震補強工事
- ・H25 年度 プール更衣室改修工事、体育館ライン改修工事、校舎階段昇降機設置工事
- ・H28 年度 普通教室エアコン設置工事、体育館非構造部材改修工事、普通教室地中熱導入工事
- ・H29 年度 特別支援教室地中熱導入工事
- ・R 元年度 無線 LAN 環境整備工事、校舎屋上防水・外壁改修工事
- ・R2 年度 タブレット充電保管庫設置工事
- ・R3 年度 特別教室エアコン設置工事、無線 LAN アクセスポイント増設工事

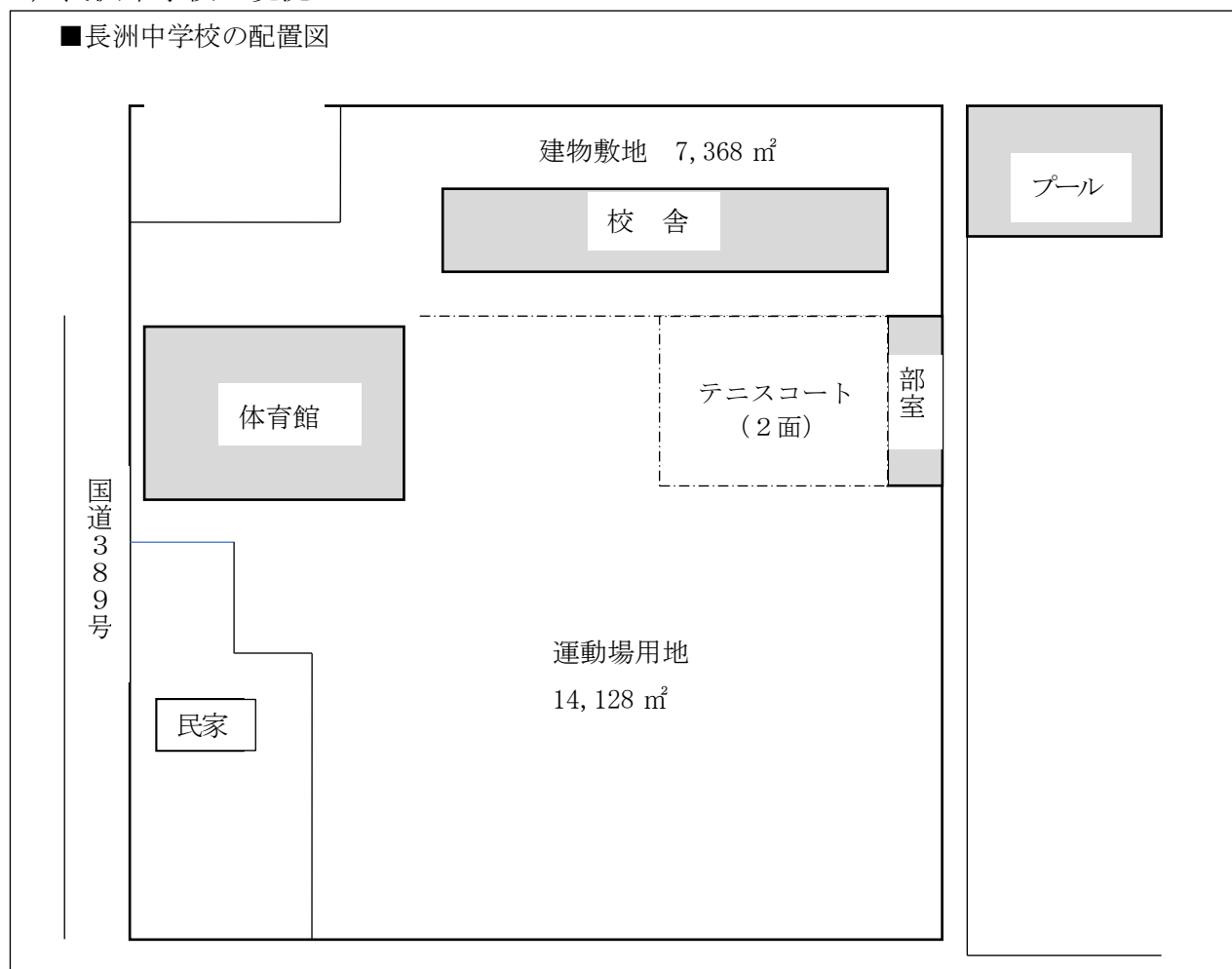
■腹栄中学校の校舎・教室配置図



■教室の現状

- ①普通教室 6室
- ②特別支援教室 2室
- ③改修 10室
(生徒会室、英語教室、数学教室、
社会教室、コミュニティルーム、更衣室等)
- 計 18室

(2) 長洲中学校の現況



■土地の現況

(単位：㎡)

土 地	区 分	建物敷地	運動場用地	その他用地	計
	町有地	7,386	14,128	0	21,514
	借 地	0	0	0	
	計	7,386	14,128	0	21,514

■建物の現況

(単位：㎡)

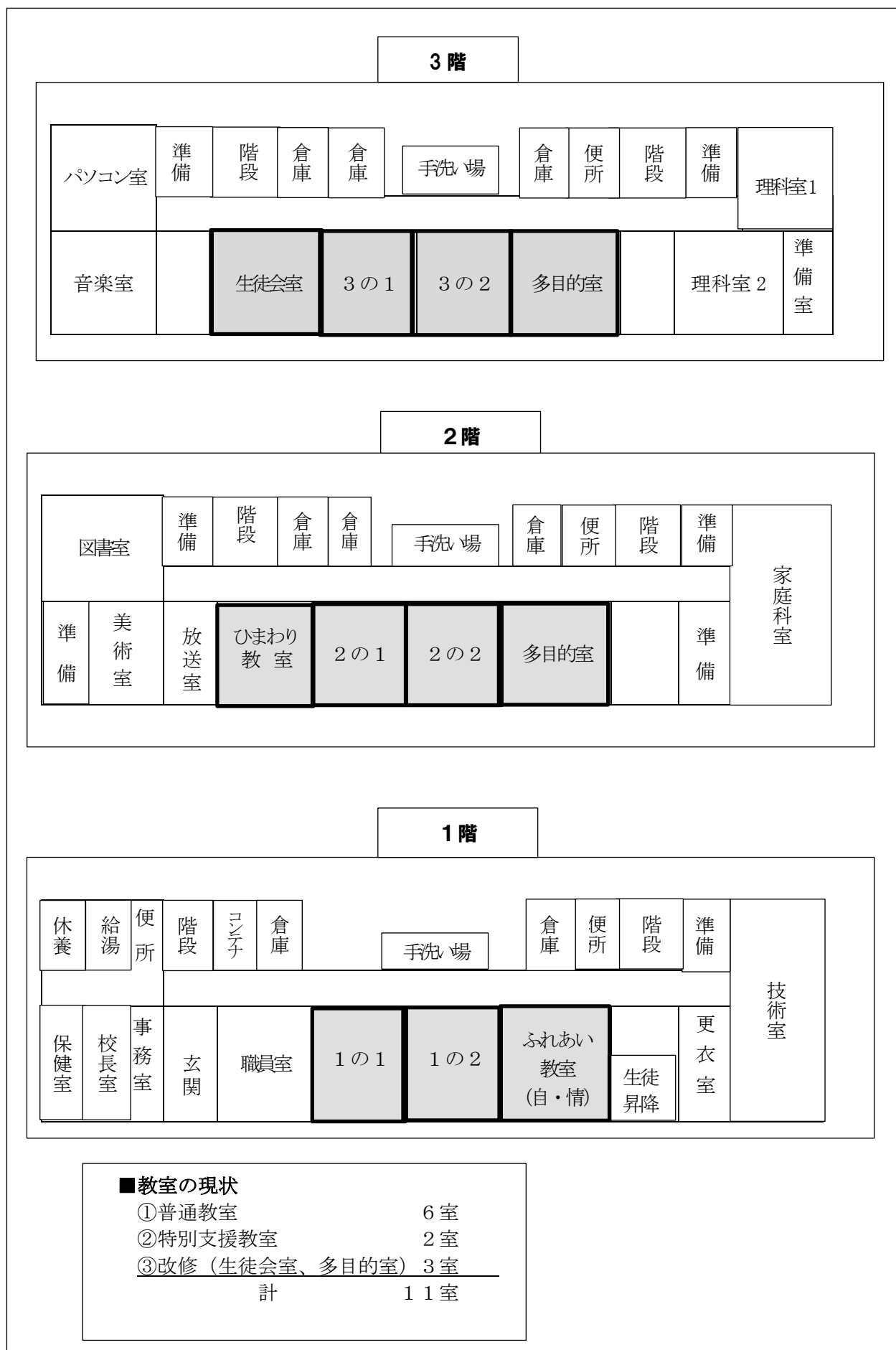
建 物	区 分	建築年	構 造	階数	延床面積	大規模改修	経過年数
	校 舎	1983	鉄筋コンクリート造	3	3,358	無	38
	体育館	1998	鉄筋コンクリート造	2	1,616	無	23
	プール等	1983	鉄筋コンクリート造	1	450		38
	部室、体育倉庫等の小規模な建物含まれない。						

周辺環境としては、北側、東側、南側は住宅地、西側は国道 389 号（501 号）及び J R 鹿児島本線に隣接しています。

【現在までの主な改修工事】

- ・H27 年度 校舎 3 階教室床改修工事
- ・H28 年度 普通教室エアコン設置工事、体育館非構造部材改修工事、普通教室地中熱導入工事
- ・H29 年度 特別支援教室地中熱導入工事
- ・R 元年度 無線 LAN 環境整備工事、駐輪場設置工事、体育館屋上屋根修繕工事
- ・R2 年度 タブレット充電保管庫設置工事
- ・R3 年度 特別教室エアコン設置工事、無線 LAN アクセスポイント増設工事

■長洲中学校の校舎・教室配置図



6. 腹栄中学校、長洲中学校、新設中学校における比較検討

(1) 中学校設置基準に基づく校舎面積及び運動場面積について

中学校設置基準では、全校生徒数に基づき、校舎面積及び運動場面積について基準を設けており、統合後の新しい中学校の場合は以下のとおりとなります。

① 想定生徒数と学級数

新しい中学校は令和6年度開校と仮定し、生徒数を以下の表から400人と想定。

※（ ）内は、学級です。

年 度	1 年 (35 人)	2 年 (40 人)	3 年 (40 人)	生徒数合計
R 6 年度	110 (4)	128 (4)	118 (3)	356 (11)
R 7 年度	133 (4)	110 (3)	128 (4)	371 (11)
R 8 年度	130 (4)	133 (4)	110 (3)	373 (11)
R 9 年度	126 (4)	130 (4)	133 (4)	389 (12)
R 10 年度	134 (4)	126 (4)	130 (4)	390 (12)
R 11 年度	130 (4)	134 (4)	126 (4)	390 (12)

②校舎面積

【算定式】： $600 + 6 \times (\text{生徒数} - 40) \Rightarrow 600 + 6 \times (400 - 40) = 2,760 \text{ m}^2$

③運動場面積

【算定式】： $3600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240) \Rightarrow 3600 + 10 \times (400 - 240) = 5,200 \text{ m}^2$

④両中学校の状況

現状の両中学校の既存校舎及び運動場の面積を考慮した場合、校舎及び運動場ともに中学校設置基準の面積を有しています。

項 目	腹栄中学校	長洲中学校
校舎延床面積	4,688 m ²	3,358 m ²
運動場面積	17,526 m ²	14,128 m ²
R 3 年度生徒数	196 人	165 人

(2) 既存施設の活用について

中学校用地については、両中学校ともに全て町有地となっています。

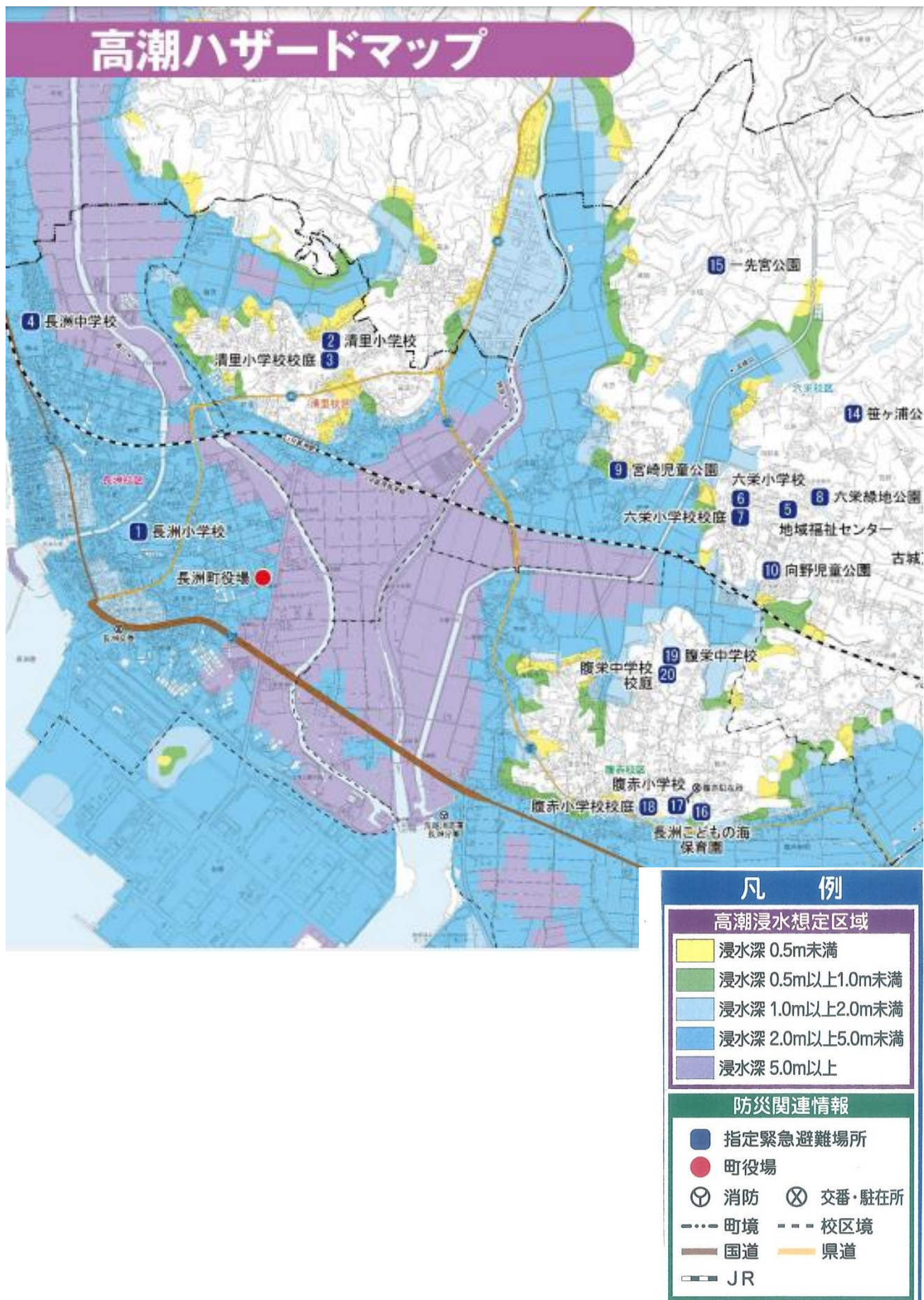
項 目	腹栄中学校	長洲中学校
町有地	全部	全部

(3) 防災面での安全性について

新中学校候補地の防災面での安全性を考慮する上で、洪水・土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域、高潮浸水想定区域のそれぞれの区域外であることが重要と考えられます。両中学校ともに洪水・土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域外ですが、高潮浸水想定区域については、長洲中学校は2.0m以上5.0m未満の高潮浸水想定区域内に含まれています。

項 目	腹栄中学校	長洲中学校
洪水・土砂災害警戒区域	区域外	区域外
津波浸水想定区域	区域外	区域外
高潮浸水想定区域	区域外	区域内

【高潮浸水想定区域図】



(4) 通学について

新しい中学校は、町内全域からの通学になるため通学距離、通学時間について、国の基準を参考としながら、一部の生徒に負担をかけないように慎重に検討することが重要です。

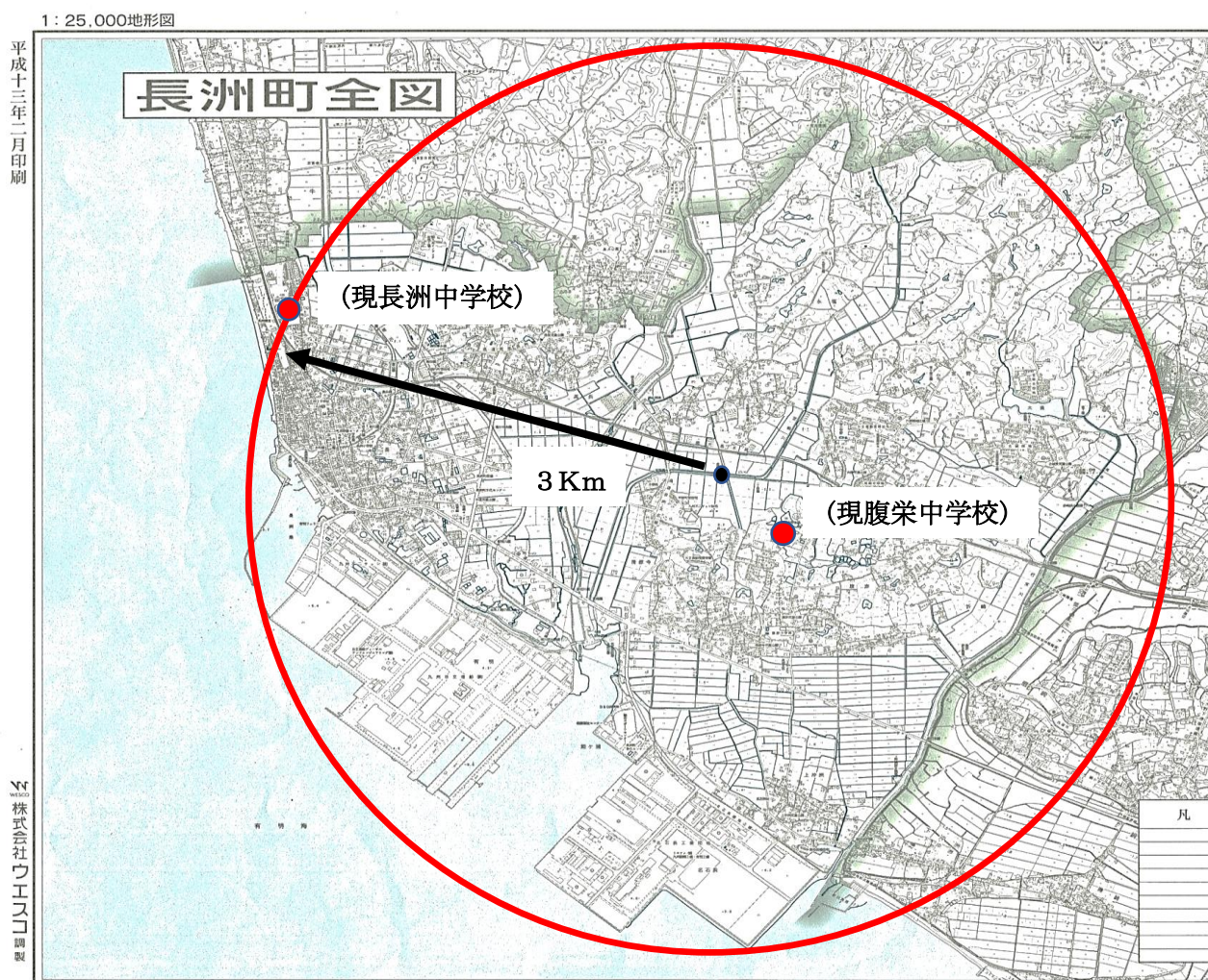
ア 通学距離について

「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号」において、中学校の通学距離については「おおむね6km以内」という通学距離基準を定めています。

イ 通学時間について

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（平成27年1月27日文部科学省）」において、通学時間は「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否を含めた判断を行うのが適当であると示しています。

通常、自転車の速さは12～15 km/hとされています。長洲町は、東西が5 km、南北が4 kmの町ですので、この距離を自転車で移動した場合の時間は、およそ15分～20分くらいです。



(5) 腹栄中学校・長洲中学校に関する比較

	腹栄中学校	長洲中学校
1. 現施設での対応	現在の校舎は、1 学年 5 クラス編成での生徒数に対応できるように教室が整備されているため、統合後の 11～12 クラスにも現在の施設で対応できる。 (教室の現状) ・普通教室 (6 室) ・特別支援教室 (2 室) ・改修 (10 室) 計 (18 室) ■適用判定⇒対応可能	現在の校舎は、1 学年 3 クラス編成での生徒数に対応できるように教室が整備されているため、統合後の 11～12 クラスに対しては、教室が足りない。(特別支援学級等の教室が確保できない。) (教室の現状) ・普通教室 (6 室) ・特別支援教室 (2 室) ・改修 (3 室) 計 (11 室) ■適用判定⇒対応不可
2. 施設改修の必要性	現況、更衣室等に使用している部屋を教室仕様への改修が必要となる。 (窓、ドア・壁・エアコンの設置) ■改修の必要性判定⇒一部必要有り	統合によって増加する教室数が現校舎にないため、校舎の増築(改修+プレハブ)により多額の費用が見込まれる。 ■改修の必要性判定⇒必要性が高い
3. 防災面での安全性	洪水・土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域、高潮浸水想定区域の想定外区域に位置する。 ■安全面での判定⇒区域外	洪水・土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域外ですが、高潮浸水想定区域においては、長洲中学校は 2.0m 以上 5.0m 未満の浸水想定区域内に含まれる。 ■安全面での判定⇒区域内
4. 通学距離の偏り	町の中央部周辺に位置しており、どの地域からも通学距離の偏りが少ない。 ■通学距離の判定⇒偏りは小さい	町の西北端に位置しており、通学距離の偏りが大きい。 ■通学距離の判定⇒偏りは大きい



2. 統合する中学校の位置は、現在の「腹栄中学校」とします。

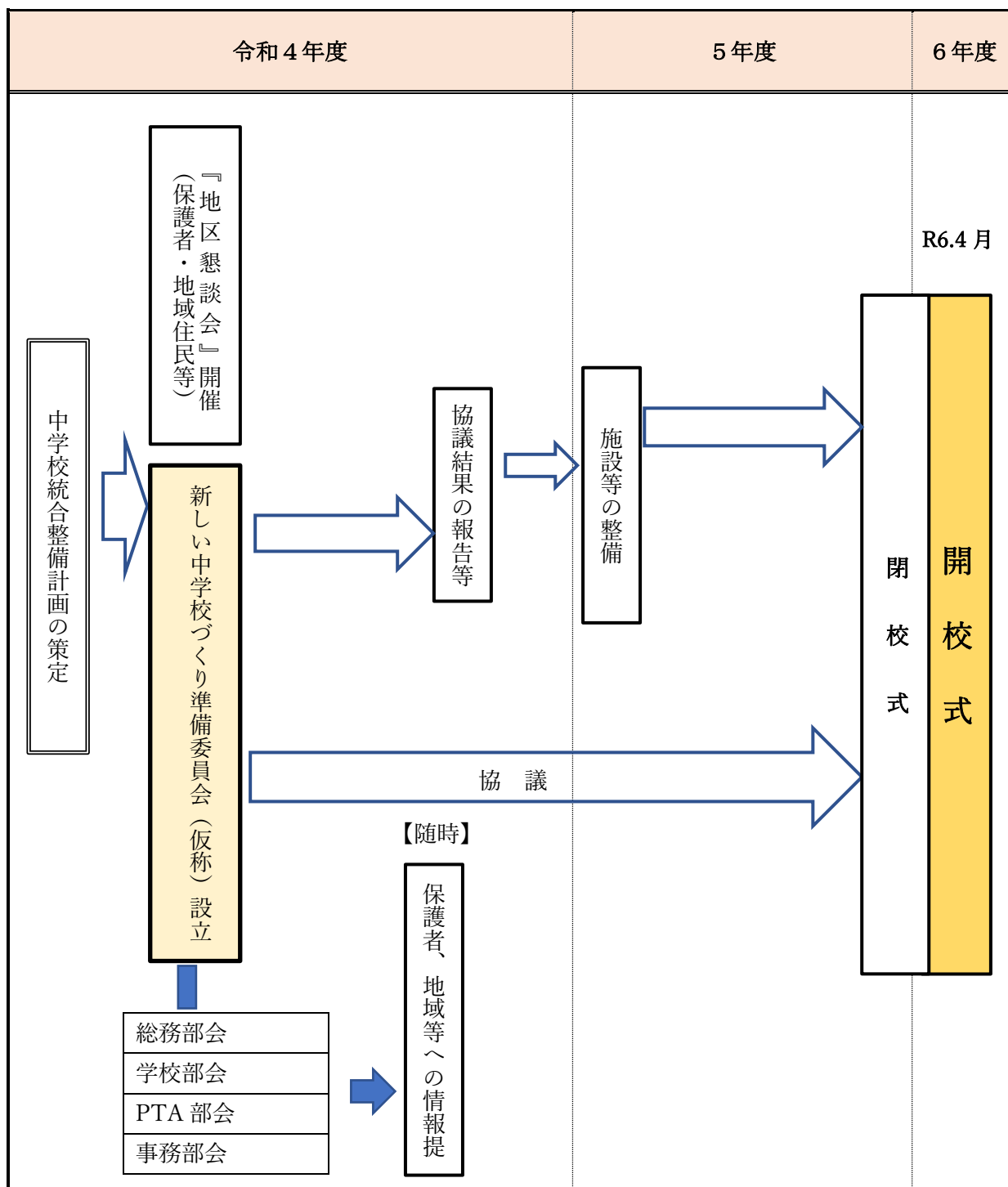
7. 「新しい中学校づくり準備委員会（仮称）」の設置について

両中学校の教職員及び保護者、地域住民等で構成する「新しい中学校づくり準備委員会（仮称）」を設置し、本委員会で学校教育目標などの企画立案、通学路の安全対策、PTA組織の再編など、新しい中学校へ円滑に移行するための様々な事項についての協議が必要です。また、これら協議内容については、積極的に情報提供を行い保護者や住民の理解を得ながら進めます。

■ 「新しい中学校づくり準備委員会（仮称）」の組織と内容

部 会	内 容
総務部会	1. 校名、校歌、校章、校則等に関する事。 2. 閉校式、開校式等に関する事。 3. 通学路の安全対策等に関する事。 4. 制服、カバン、体操服等に関する事。 5. 部活動等に関する事 6. その他
学校部会	1. 教育課程等教育内容策定に関する事。 2. 生徒の交流事業に関する事。 3. 学校行事に関する事。 4. 生徒会等に関する事。 5. その他
P T A部会	1. P T A の組織運営に関する事。 組織編制、規約、役員選出、運営計画に関する事。 2. P T A 行事に関する事。 3. その他
事務部会	1. 設備及び備品に関する事。 (学校備品、教材備品、学校図書等) 2. 統合移転準備に関する事。 3. 予算計画に関する事。 4. その他

8. 中学校統合までのスケジュール（案）



3. 新しい中学校の開校時期は、令和6年4月とします。

9. 学校規模適正化に対する町の基本方針

学校規模の適正化の検討は、第一に学校の果たす役割を再認識する必要があり、生徒に係る教育的な観点を中心に捉え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきであり、生徒に不利益が生じないように、教育の質の向上を図ることです。

このため、中学校の規模適正化を前向きに捉え、子供たちに与えられる教育環境づくりに取り組むべき時期にあると考えます。

本町は、昭和 31 年の町村合併からすでに 65 年を経過しており、今後も各地域の伝統文化を大切にしながら、今まで以上に将来に向けて「長洲町は一つ」という意識を大切に持って、中学校の統合に取り組めます。

(1) 再編基準

学校規模における問題点、学校教育法施行規則、中学校設置基準等の法令、長洲町の現在の中学校規模や地理的条件などを勘案し、長洲町立中学校の望ましい学校規模は、次に示す内容を基準とします。

① 1 学校あたりの望ましい学級数

集団生活に活力があふれ、生徒相互間、教師と生徒間に様々な関わり合いができることなどを考え、学校教育法施行規則に定める標準規模である「12 学級から 18 学級程度」とします。

② 1 学級あたりの生徒数

熊本県教育委員会の「市町立小・中学校編成基準」に基づき、現行どおり 1 学年は「35 人学級」、2～3 学年は「40 人学級」とします。ただし、県の基準が変更された場合は、これに準拠します。

(2) 再編の手法と新設校の開校時期及び位置

学校教育の充実と、児童生徒によりよい教育環境を整備し、適正な学校規模を実現するための具体的な方策については、「通学区域の見直し」と「学校の統合」（新設を含む）の 2 つが考えられますが、長洲町につきましては対象校をいずれも閉校し、新設校を開校する「新設統合」とします。

① 新設中学校

ア 開校の時期

令和 6 年（2024）年 4 月 1 日に新設中学校として開校します。

イ 学校の位置

現在の腹栄中学校の校地を学校の位置とします。

(3) 「新しい中学校づくり準備委員会（仮称）」の設置

両中学校の教職員、生徒、保護者、地域住民等で構成する「新しい中学校づくり準備委員会（仮称）」を設置し、本委員会で校名・校歌、通学路の安全対策、PTA 組織の再編など、新しい中学校に円滑に移行するための様々な事項について協議を行います。また、この場で協議された内容については、積極的に情報の提供を行いながら開校に向けた作業を進めていきます。

(4) 学校施設の整備

新しい中学校の施設については、出来るだけ現在の校舎・施設の有効活用を図ることとし、普通教室等の不足については、既存の部屋の改修（エアコン設置、窓・ドア等の改修等）を行い、子供たちが新たな校舎で快適に学習活動ができるように施設整備を行っていきます。

(5) 通学路の安全対策

中学校統合に伴い、通学路が変更となることから、新たな通学路の検討及び危険個所の把握など、保護者、学校、地域、道路管理者、警察署等との協議を行い、統合校までの通学路の万全な安全対策に取り組んでいきます。

(6) 教育環境の整備

ICT の活用や外国語教育など、近年の学習内容・教育方法の変化に対応した教育環境の整備が求められています。このため、次代を先取りした先進的な教育環境の整備に取り組んでいきます。

(7) 特別支援教育

特別な支援を要する生徒に十分配慮し、個々の子供たちの状況に対応した環境整備に取り組んでいきます。

(8) 地域と学校の連携・協働

学校では、地域の伝統文化を生かした特色ある教育活動を行っています。また、将来の地域活動の担い手である子供たちを健やかに育むため、保護者、学校、地域との協力関係が維持できるように、コミュニティ・スクールを十分に活かし、地域社会と一体となった特色ある学校づくりに取り組みます。

(9) 閉校する学校の利活用検討について

今回の中学校の統合に伴い、閉校する学校の施設等の取り扱いについては、今後のまちづくりの観点からも非常に重要であることから、町全体で慎重に検討を行わなければなりません。

(10) 学校統合にあたって生徒への配慮

(ア) 中学校統合にあたって生徒が持つ不安や戸惑いなどに適切に対応するため、生徒、教職員、保護者間での事前の各種交流事業等を実施するとともに、あらかじめ学校運営における整合を図ります。

(イ) 中学校の統合後の混乱や不安を防ぐため、また、新しい学校で円滑な学校生活がスタートできるように、統合前の学校から継続して勤務する教職員の配置など、生徒の心のケアに努めます。